平成３０年（フ）第６９号
沖縄県うるま市勝連津堅1151番地
債務者　與那下　修
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第４２５号
東京都八王子市南大沢３丁目４番地３―306
債務者　中野　順子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６５６号
横浜市泉区下和泉１丁目２番20号　プレミールＡ101
債務者　及川　幸治
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８７号
横浜市中区曙町３丁目41番地　イセザキ22―101号室
債務者　宮川　光義
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８００号
横浜市鶴見区生麦４丁目６番15―205号
債務者　西畠主計枝
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８１５号
横浜市南区永田みなみ台２番８―1106号
債務者　岩本真由美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１４号
東京都狛江市中和泉５丁目41番12号サクラ荘202
債務者　諏訪　輝夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２号
愛媛県八幡浜市1525番地１
債務者　此上フサ子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成３０年（フ）第１３号
愛媛県八幡浜市1525番地１
債務者　此上　定成
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成３０年（フ）第１６１号
静岡市葵区平和２丁目４番22号、旧住所静岡市清水区草薙２丁目13番27号　アバンギャルド草薙301号
債務者　山川　峻弘
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７８１号
東京都足立区中川２丁目７－１―204
債務者　大坂　邦義
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６８５号
横浜市中区石川町１―31　元町Ｒｉｖａｇｅ310―203、住民票上の住所山梨県甲府市下向山町3903番地
債務者　矢崎　絵美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６１号
東京都葛飾区柴又５丁目22―11　Ｋ・柴又103
債務者　宮田　麻結
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３２４号
東京都北区中十条１丁目27―14、前住所東京都練馬区石神井台３丁目９－９　第二本橋コーポ202
債務者　吉田　正彦
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部